

第5回 定時代議員総会  
**豊橋大会に決集**  
 新会長に寺沢隼人君を選出



総会特集号

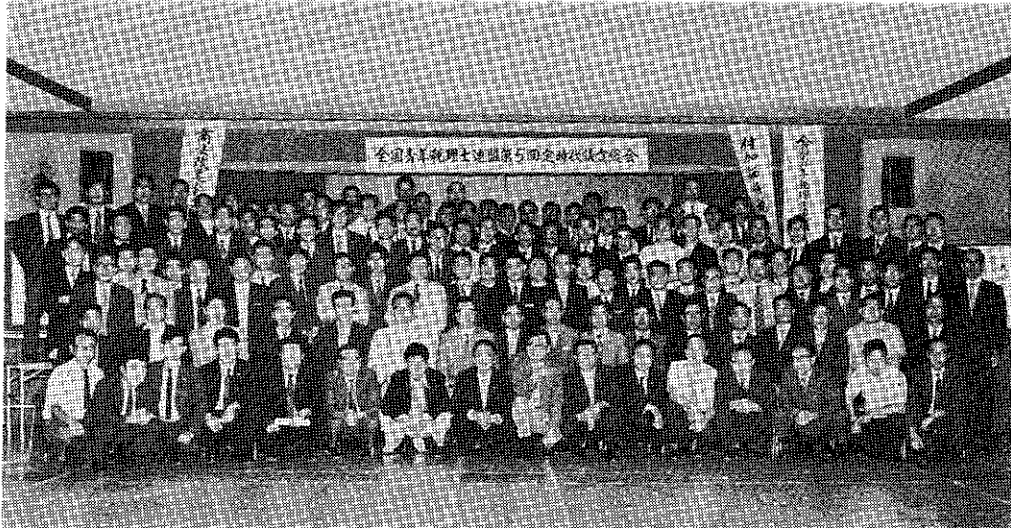
全国青年税理士連盟の第五回定時代議員総会・豊橋大会は、七月十六日、中京地区の豊橋商工会議所三階ホールで、開催された。

北から南から参集した百数十名の会員と、多数の来賓を迎えて、満員の会場は真剣な熱気に包まれ各号議案が慎重に討議されたいえ、全議案とも原案通り承認可決された。

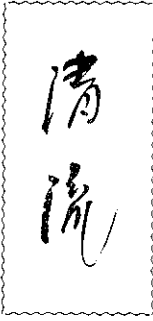
なお、役員改選の件では、会長に寺沢隼人君ほか副会長五名、理事百名、監事三名が選出された。

第二部の研究発表会も、総会終了後、同所において盛況裡に行なわれた。

第三部懇親会・同好会は、渥美半島伊良湖岬の伊良湖ビューホテルにおいて行なわれ、各地会員の親睦を深めた。



全国青年税理士連盟豊橋大会 第五回定時代議員総会



◆全国青年税連の総会も、台風の影響で開催が危ぶまれたが、何ものをもおそれぬ会員の熱意は豊橋商工会議所に満ち溢れ、伊良湖ビューホテルではサモア人のショーに疲れをいやした。

◆日税連の税制審議会が、付加価値税に対して重い腰をあげ、反対の態度を表明した。遅きに失した感がしないでもないが、反対運動の先頭に立つことによって、国民運動とする努力を日税連に期待したい。

◆日税連が税理士法改正ハンドブックを国会議員をはじめ関係諸団体に配布した。

税理士法改正運動を成功させるために理論と実践の両面から積極的協力しよう。

◆国税庁より「税務調査の法律的知識」が発表された。

真の問題解決は、あらゆる立場の者を納得させるものでなければならぬ。今後の検討を要する。

◆商法問題は、日中問題等に隠れて目だつた動きはないが商法二分法の動きは依然として強い。

# 大会宣言

全国青年税理士連盟は、代議員総会の名において次のとおり宣言する。

1. 商法改悪案の国会上程を阻止し、国民のための税理士法改正運動の先頭にたとう。
2. 国民大衆と中小企業者を圧迫し、税理士制度を根底からゆるがす付価加値税導入に反対しよう。

以上の目的を達成するためわれわれは、全国青年税理士連盟の組織を拡大強化しよう。

昭和47年7月16日

全国青年税理士連盟代議員総会  
**豊橋大会**

# 雨にも負けず 金目より豊橋集合

## 第一部

### 代議員総会

全国青年税理士連盟第五回定時代議員総会  
・豊橋(伊良湖岬)大会は、台風接近の悪天候にもめげず多数の来賓を迎え百数十名の会員が出席し盛大に行なわれた。

名古屋青税連の杉浦・市原の両大会運営委員の司会により総会は進められた。  
各務実行委員長の開会のことばと、村田会長の挨拶がのべられた。(会長挨拶別掲)

次いで、議長団の選出が行なわれ、杉江(名古屋)、渡辺(東京)広瀬(大阪)の三君が決定し、議長席につき、

「本日の審議は、規約第十二条により決するが、本日の出席会員の発言は認め、議決権の行使は代議員のみによる。」との議長団挨拶がなされ議案審議に入った。

### (1) 昭和四十六年度事業報告の件

片岡総務部長報告の後、竹内会員(大阪)より組織拡大運動について質問があり、村田会長および荻野組織部長より、答弁がなされた。次いで、佐々木会員(東京)より商法改悪反対運動の際の青税連の意見書を全国税理士に配布した件について意見と質問があり、平山商法対策特別委員長より答弁があった。

以上のような審議の後、原案通り承認可決された。

### (2) 昭和四十六年度収支決算並びに財産目録承認の件

昭和四十六年度会計監査報告の件

右二議案が一括上程され、収支決算並びに財産目録について中谷経理部長より報告説明があり、井上会計監事より監査報告があり、審議の結果、原案通り承認可決された。

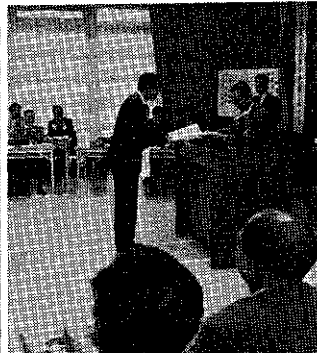
### (4) 規約一部改正の件

矢頭副会長より、改正の主旨の説明があり、審議の結果、原案通り可決した。

### (5) 昭和四十七年度事業計画案承認の件

増田副会長より説明があった後内山会員(浜松)より、税理士法改正二十億円基金について質問があり、関連して、豊田会員(神奈川)よりも発言あり、岩田税理士法改正対策特別委員長より答弁がなされた。

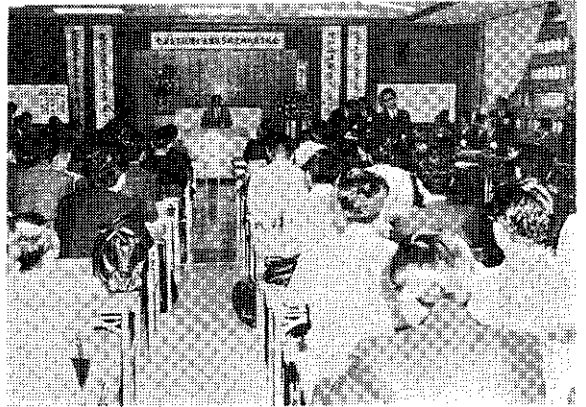
次いで、竹内会員(大阪)より本年度も組織拡大推進委員会を設



▲ 村田会長より表彰状  
▲ 村山会員、研究発表

### 重点基本方針

1. 納税者の権利を擁護し、税理士制度の発展強化のため、商法、税理士法、付加価値税、小規模納税者対策等に組織をあげて積極的に対処する。
2. (1)に掲げる基本方針にもとずき、商法対策特別委員会、税理士法改正対策特別委員会等を引きつづき設置し、新しく付加価値対策特別委員会、小規模納税者対策特別委員会を設置する。
3. 商法改悪阻止、税理士法改正、付加価値税導入反対運動等を国民的利害にかゝわる一連の問題としてとらえ、各運動の有機的連携を図ると共に、税制に関する批判検討を行うため、新しく制度対策特別委員会を設置する。
4. 本連盟の重要施策が敏速に広く伝達され、各単位団体、個人加入会員の意思が反映されるよう広報活動の一段の充実を図る。
5. 日税連が会員の総意を反映して、民主的に運営されるよう各種の建設的な提言を行う。
6. 以上の基本方針を強力に遂行するため、全国組織拡大に総力をあげる。



置するか否 異問があり、村田会長より、本年も設置する旨の答弁がなされた後、原案通り、承認可決された。  
 (重点基本方針別掲)

(7) 役員改選の件  
 中谷経理部長より説明があり、審議の結果、原案通り承認可決された。

し、選考委員を議長が指名することに決定し、議長より十名の選考委員が指名された。  
 別室で選考委員協議の結果を武山選考委員長より発表があり、全員承認された。(役員名簿別掲)

(8) 大会決議文採択の件  
 小川副会長より説明があり、審議の結果原案通り承認可決した。  
 (大会決議文別掲)  
 以上で、議案審議が終了し、続いて、新役員を代表し、寺沢新会長より挨拶があった。(新会長挨拶別掲) 後、シンポジウム発表者に対する感謝状、五周年記念論文優秀者に対する表彰状と記念品の

贈呈が村田よりあり。次いで、来賓紹介、来賓祝詞、祝電披露があり、奥田運営委員の閉会のことばで、第五回定時代議員総会は終了した。

なお、来賓出席者(順不同・敬称略)は次の方々でした。

#### 衆議院議員

- 自民党・上村千一郎
- 社会党・横山利秋
- 参議院議員
- 社会党・野々山一三、須原昭二
- 愛知県会議員

#### 共産党・和出徳一

- 日本税理士会連合会会長代理東京
- 税理士会会長 添田正夫
- 名古屋税理士会会長 北川孝
- 東海税理士会会長 高野芳信
- 大阪合同税理士会会長代理副会長
- 椋田幹雄
- 日本税理士会連合会商対委員長
- 波多野重雄
- 名古屋税理士会副会長 加茂武
- 東海税理士会副会長 足木正吾
- 全国專業税理士協議会会長代理副会長 松倉平吉
- 東海税理士会豊橋部会青年部
- 刈谷西尾青年部
- 日本経営通信社
- エヌピー通信社

次の方々からは祝電をいただきました。(順不同・敬称略)

#### 衆議院議員、自民党

- 二階堂 進、橋口 隆
- 小坂 善太郎、小坂 徳三郎
- 松野 幸泰、丹羽 久章
- 早稲田柳右衛門、久野 忠治
- 丹羽 兵助、江崎 真澄
- 海部 俊樹、中野 四郎
- 浦野 幸男、上村 千一郎
- 村田 敬次郎、福井 勇
- 辻 寛一
- 同、社会党
- 赤松 勇、佐藤 観樹
- 同、民社党
- 春日 一幸、川端 文夫
- 参議院議員、自民党
- 橋本 繁蔵、八木 一郎
- 柴田 栄
- 同、社会党
- 成瀬 幡 治
- 東京地方税理士会会長 朝日源吾
- 関東信越税理士会会長 武田 亨
- 九州北部税理士会会長 中園 等
- 南九州税理士会会長 木村清孝
- 全国婦人税理士連盟会長福森寿子
- 全国婦人税理士連盟日本支部
- 全国婦人税理士連盟西日本支部
- 高知青年税理士クラブ
- 広島青年税理士クラブ
- 諏訪昭和青年税務研究会

エヌピー通信社社長 会田晴宣

第二部

研究会

総会終了後、同会場にて引きつづいて研究会が行なわれた。

「税理士の使命とコンピュータ」のテーマで埼玉青税クラブ所属村山利喜会員より業務上、種々の問題をなげかけているコンピュータ会計および経営分析等について税理士の立場より研究報告がなされた。

第三部

懇親会

総会・研究会の疲れをいやし、全国より参集した会員の親睦を深

勝つて女房に叱られる

名古屋 市原 稔

涙の連続優勝というのは、オリンピックの話。去年のときは、それほどでもなかったが、今年はミッチリ絞られた。女房曰く「マーシャンで勝つのは、仕事をしない、家庭サービスをしない、夜ふかしをする」っ直

か。楽オヤジだそうで、来年は、仕事に励み、家庭サービスにこれ努め、プービー賞を貰える様なマジメ税理士にヘンシンしなさいとの教育勸語をいただいた。すまじきものは、ジャンの優勝

めるため、豊橋商工会議所を後に雨の中を渥美半島伊良湖岬に向かつてバスは走った。伊良湖ビューホテルにてサモアショーを見ながら盃を傾け、よく食べながら懇親会は華やかに行なわれた。

第四部

同好会

台風のためフェリー欠航となり、旅行会は行なえなかったが、他の行事は行なわれ、懇親の実を更に深めた。

△ボウリング大会▽

懇親会終了後、同ホテルボウリング場で行なつた。入賞者次の通り。

一位 中屋 (大阪)

連続2位に 夜も眠れず

東京 増田昌弘

マーシャンにかけては、人知れず全青税№1を自認していた私。昨年も、今年も、名古屋の市原会員にしてやられた。東京青税の仲間には、お前のマーシャンは弱い者イジメで、強い奴には2年間も負け続けていると

さんざんげなされ、このごろは得意の笑い声も出ず、夜も眠れず、それで目方も減らない。私のジャン技の未熟さを全て認めます。井の中の蛙でした。

- 二位 加藤 (名古屋)
- 三位 加賀 (名古屋)
- B・B 大室 (埼玉)

△マーシャン大会▽

懇親会終了後、同ホテルマーシャン室で行なわれ、深夜まで激闘の末、一位・二位は前年と変らず入賞者次の通り。

- 一位 市原 (名古屋)
- 二位 増田 (東京)
- 三位 天野 (東京)

△ゴルフ大会▽

総会の翌日、早朝より伊良湖シサイドG・Cで行なつたが、あいにくの雨で各人コンディション

- 一位 岩付 (名古屋)
- 二位 前田 (大阪)
- 三位 内田 (神奈川)
- B・B 角谷 (大阪)

が乱れ(?)入賞者次の通り。



一でショんと懇親会  
で疲れも笑い



▲ 一位の悲願(?)をこめてのマーシャン大会

「吉田通れば二階から招く、しかも鹿の子の振袖が」を振り切つて、豊橋より渥美半島の先端、遠州灘と伊勢湾をくぐるように突き出ている伊良湖岬の一夜も、雨にたたられて外出不能。税理士制度の前に立ちふさがる暗雲をおもわす。みんながんばろう

法改正推進大会開催を

日税連にのぞむ

「税理士法改正基本要綱」にはまだ幾つかの問題点はあるが、われわれは一応「基本要綱」を評価し、問題点は運動の中で討議していくべきものと考え。すなわち、税理士法改正問題は、もはや議論の段階でなく実践の段階である。

全青税は、税理士法対策特別委員会において、議員立法のための実践的な諸活動について検討中である。

特に「二〇億円基金」運動は、「政治は金なり」の悪弊の道をとどるものではなく、毎月三千円ないし五千円の積立てを行なうなかに税理士法改正を肌で感じ、燎原の火のごとく、運動を底辺に押し上げていくところに大きな意義を見出だすものである。

法対運動の最も重要なことは、全会員が運動のすべてに接点をもった姿でくみこまれた運動体として組織されることではなからうか。下からの自然的な法対運動への参加として「二〇億円基金」運動を展開しよう。

会員の中には、税理士法改正はまだかという声強い。これらの声は、運動として一つの線に統一

され、結集されて、なければ力とならない。

今こそ会員の声を一つに結集し法改正への一大飛躍のために、すみやかに日税連は税理士法改正推進大会を開催すべきである。

全青税は、各単位会においてこれら単位会毎の大会が開催され、その盛り上りの上になつて日税連段階での大会が開催されるよう最大限の努力を図らなければならぬ。

張 税理士制度の岐路 主 団結と行動あるのみ

付加価値税導入反対の

討議をくり広げよう

わが国の売上税は、いずれも不成功に終わっている。税制は、その国の国民感情、経済、社会の生いたちによって、それぞれの特殊性をもつものであつて、付加価値税をわが国に導入することは、既に二百を超える地方議会の反対決議や中小企業団体の反対決議が示すごとく、付加価値税はわが国の風土になじまない税制といわなければならぬ。

ばならない。

付加価値税の導入ないしは創設の影響は、全青税がすでに明らかにしたように、物価へのはね上り、租税負担の逆進性、中小企業者にとっては租税転嫁不能による企業課税となること、また間接国税であることから国犯法による税務調査のトラブル増加。更に税理士制度からみて重要なことは、フランスのフォルフェ制度にみるように付加価値税納税義務者約二百

万人のうち、百五十万人は会計処理・税務申告に支障をきたし、税務当局の窓口に頼らなければならぬという実情は、税務行政を混乱に陥し入れざるばかりでなく、もろし、これをわが国の臨税制度におきかえるならば解る通り、税理士制度は重大な危機にさらされるといわなければならない。

面洗い直して行なうことによつて導入の布石としようとしている。

日税連税制審議会は、この程、第一部会出席委員全員が付加価値税創設反対の意見表明を行なつた。税改連は九月二十五日の全国総会の決議に付加価値税導入反対を提案しようとしており税理士会も反対の方向に動こうとしている。全青税の責任もまた重大である。商法二分化の動きを凝視しよう。商法改悪問題は再度国会日程阻止をなし得たが、今後の動きについては予断を許さない。

日税連の反対運動如何によつては、監査制度強化の切り離しも考えられるが、この際、商法の全面検討の動きもあり、充分に注意を要する。即ち、株式会社法と株式会社合資会社法に二分する意見がこの一つである。株式会社法は資本金一定額以上の大企業と株式公開会社を対象とし、商法、証券法、独禁法中これに関連する部分を統一し単行法としようとするものであり、株式合資会社法は資本金一定額未満のもの、それ以上であっても持分の譲渡制限をしている会社を対象としようとするものであり、その名称が示す如く中小企業の経営者のみ無限責任社員とするようである。

ある。

大会社の粉飾決算に端を発した商法改正問題が、粉飾決算の張本人である大会社の取締役を放置して、中小企業の経営者のみに無限責任を追求しようとする意図は、真に商法改悪の道を走っている以外のなにものでもない。われわれは、これらの動きについて注意深い検討を更に続ける必要がある。

税改連の賛助会員制度を

拡大せよう

全青税の真髓は法対活動にある訳だが、実践運動の中で納税者と共に、この運動を展開することが出来る。そこで国民運動にするための組織体をどこに求めるかが問題となる。

税改連の規約第五条第二項には賛助会員制度が明定されている。税改連は当初納税者政治連盟として発足したが、いかなる転機をもつてか今日の規約となつてゐる。納税者を忘れた税理士法改正等、到底成り立つものでないことを銘記すべきである。

今こそ、税改連の賛助会員制度

を拡大し、納税者ぐるみの大組織として、積極的に法対活動に取り組みよう。

第五回定時代議員総会豊橋大会に、会員多数の参加を得て開催出来ずことを喜びとするものであります。

ご来賓の先生方には、せっかくの日曜日のところ、わざわざこの豊橋の地までご足労願ひまして、会員を代表してお礼を申し上げます。今後とも本連盟の発展の為に、暖かいご支援を賜ると同時に、どしどしご批判を戴ければ幸いに思ひます。

本年度の最大のポイントは、商法改悪反対運動を一般会計の予算とほぼ同額の資金カンパをもって本連盟としては初めての全国単位税理士会の二万有余の税理士に、意見書等を配布し、これをバックとして、緊急申入書を日税連の正副会長個々に提出したことです。

本日、ご来賓として出席戴いております日税連商対担当副会長であります北川先生には、二月二十日の商対との合同会議に、日曜日、しかも、二・二二大会直前にもかかわらず、わざわざ名古屋から東京までおいで戴いたうえ、大口の資金カンパまで戴きました。

商法問題は、妥協の方向に進むであろうと見られていたのですが、今回は、二月十六日の日税連の正副会長会で内部統一ができて

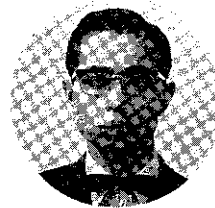
昨年のような内部分裂もなく、二・二二大会の成功、そして、その後二・二二大会の効果を見だれることなく達成出来たのは、北川副会長の懸命なご努力に負うところ、非常に大であったと判断しております。

このことは、泉下に居る溝田前会長も喜んでおと思ひます。我々も、日税連の改悪反対という基本方針を側面から支持し、支援しました。

## 理想の灯を 燃やしつづけよう

ける 授  
にお 長  
会に 会  
総 会

村 田 田 昭



しかし、今回の商法が自民党内部で審議される過程をみますと、絶対に楽観は許されません。その中で、次に持ち越された大きな問題として、監査制度分離とか、税理士法との取引論とか、特に一番問題になるであろう税理士監査人論が表面化したわけです。

我々は、商法問題を国民的運動にまで高めようと思ひました。特に付加価値税導入と関連のある三十二条問題等、今後に大きな問題点

してきました。溝田会長から木村会長への変化は、特に商法問題の日税連内部の経過からみると、改悪反対派から妥協派への変化であったし、一年前の時点では、会員大多数がその様に考えていたと思ひます。私自身も、そのように判断しました。そう判断したからこそ、巨額のカンパをバックにしての、最後の手段としての全税理士に訴えることを考えたのでした。

今回の資金カンパは、目標金額の達成、そして上程阻止という結果を得られましたが、それよりも本連盟加入の全会員が、改悪反対という個々の意思を結集したことそれ自体に連盟として大きな意義があったと思ひます。この事実が、全国青税連の歴史に永久に残ることでしょう。

が残されたと思ひます。今から一年前を考えてみますと我々にとっては大きなそして初めての試験が待ちうけていました。それは、日税連の会長交代劇という体制変化が生じたことでした。

私は、全国青税連の基本的な行動原則として「全国青税連は、日税連をとびこえた、独自の行動はとらない。あくまでも日税連を動かす為の行動をする。それが我々の力不足で無理ならば、理解して戴く様な行動をとる」と常に主張

た。すでに中小企業の諸団体は反対運動を展開してあります。我々も含め、日税連自体も遅れているのではないのでしょうか。この付加価値税問題は、日税連が中小企業の諸団体を表になり裏になってリードしなければ、日税連の社会的存在が疑われると思ひます。

この歴史的成果を、創設五周年目に全国青税連の主体的言動として達成出来たことは、大きな意義があったものと思ひます。

我々は「納税者の権利擁護を為しとげる為」の税理士法改正を強く叫んでいます。付加価値税問題に対処する為にも又、納税者の為の、という我々の叫びを社会的に定着させる為にも、日税連という団体の力を確立させ「納税者

の為に、国民の為の税制の確立」という観点から、個々の税理士の使命をもそれに包含されると思ひ考へる必要があります。「納税者の為の」という我々の考え方を世に問うチャンスが付加価値税問題と思ひます。

最後に組織拡大運動に触れたいと思ひます。最初はゼロという状態から、三年間個人加入問題に取り組み全力を投入して努力してきました。今年度は埼玉青年税理士クラブが結成と同時に第六番目の団体加入をしてくれました。埼玉青税の今後の発展を切望します。我々は常に、個人加入会員が全国に居ることを念頭に於て「全国的次元」で会務運営に当り、現在一、五二五名の組織力を二、〇〇〇にも三、〇〇〇にも匹敵するような組織力をつけることが執行部に与えられた最大の責務だと思ひます。これがまた組織の力だと思ひますし、努力するところに組織の力があると思ひます。

純粋な精神を常にもち、積極的な言動と創造性を生かして、理想の灯を永久にもやしつづけければ、必ずや、理想達成の道は開けると思ひます。

どうか、よろしくお願ひします。

どうか、よろしくお願ひします。

どうか、よろしくお願ひします。

本日、第五回定時代議員総会において、会長に任せられましたので、精一杯の努力を致す所存です。村田前会長の三年間にわたる献身的な努力に対し敬意を表し、この間に得た幾つかの教訓を今後の青年税理士連盟の活動に生かすことによつて、われわれは更に前進しなければならぬと思ひます。

さて、全国青年税理士連盟は前年に引き続き、商法問題、税理士法改正、付加価値税問題等、税理士制度の根底をゆるがす重大問題に對して、組織をあげて積極的に対応して、組織をあげて積極的にこれに對処しなければなりません。

全国青年税理士連盟が税理士制度の発展強化を、連盟目的の第一に掲げていることは、言葉をかえれば、納税者の権利擁護を全国青税連が明確に認識しているということである。

商法改悪・付加価値税導入等の反対運動も、また、納税者の権利を擁護する立場から、社会性を持った運動として強力に展開しなければならぬ必然性も、またそこにあると信じます。

商法問題については、改悪案の国会断念を断念するか、三度び上程するか、ないしは三月十七日の前国会に上程を断念した直後の前

尾法務大臣の記者会見で述べられているように監査制度の強化部分を切り離していくかの三様のみかたが出来るかと思ひますが、情勢の変化に常に対処しつつ、もし上程が意図されるならば、われわれは断固阻止のため、日税連の主体性を確立し反対運動に邁進しなければなりません。

税理士法改正問題は、いよいよ実践活動の段階に入り、青税連は「二〇億円基金」への積極的参加の呼びかけ、議員立法のための会

内外への強力なアプローチ等を展開すべきと思ひます。

### 総会における 新会長挨拶

寺 沢 隼 人

## 納税者の権利擁護 の立場から 運動を展開しよう

内外への強力なアプローチ等を展開すべきと思ひます。

付加価値税の問題であります。一片の政令改正によつて、物品税を個別消費税から、実態的に一般消費税に近ずけることによつて、付加価値税導入の地ならしを行なうとしております。

付加価値税導入反対運動は、すでに後手にまわり第二の臨税問題にならうと思ひます。

化、臨税の許可は、付加価値税との関連でとらえなければならぬのであり、更に臨税問題は、フランスのホルフェ制度につながる問題として、これをとらえなければならぬと思ひます。

これは小企業者が付加価値税を計算して納付する際、税務当局が納税者が提供した資料にもとづいて、その税額計算を手伝うという制度であり、先き頃来日したフランス主税局長ルブローは、付加価値税納税義務者約二〇万人の



の批判をうけて、商法改悪阻止、税理士法改正、付加価値税導入反対運動等の各運動を一連の国民運動としてとらえ、分析し、国民運動への具体的諸活動の検討を早急にはじめなければならぬと考えます。

法対運動こそ、わが全国青年税理士連盟事業の真髓であり、こうした運動を強力に展開していくためにこそ全国組織の強化拡大が叫ばれるのであります。

青年税理士の皆さんが、日常の業務を向上させ、研究し、親睦をはかるなかで、相互に承認にみち、友情と励げまし、明日の税理士制度を語らう仲間意識

のなかに、税理士制度発展の力強い前進をくみとっていかねばならないと思ひます。

## ☆ シンポジウム開催のお知らせ ☆

日時 11月10日(金) 午後1時より5時まで  
場所 名古屋税理士会館4階ホール  
テーマ 税理士業務の独占権 (小企業対策と税理士の業務)

発表者 加盟単位会から1名づつ発表  
テーマ選定の主旨 「臨時に税務書類を作成する指導員」の資格付与に端を発する、小企業対策は青申会の記帳指導、商工会のコンピューターの導入の動き等も関連して税理士にとって避けて通ることのできない問題となっています。税理士の社会的使命、責務に照らし、充分なる討議をお願い致します。



# 新らしき意欲に燃えて

## 新部長 本年度の抱負を語る

### 学会体制の会務運営をめざす

総務部長 荻野弘康



前年度まで二期に亘り村田会長のもとで組織部長を務めさせていだきましたが、本年度は寺沢会長から総務部長をやって欲しいとの要請があり、人格、識見、事務処理能力共に及ばないので躊躇いました。が、会務を通じて皆様に鍛えて貰うのも一計と考えお引受けしました。

八月八日に大阪合同税理士会館で第一回の総務部会を開催し、総務部役員の方々で討議し、事業計画の推進について具体的な実行プランを練りましたので、ここにその主たる部分を記述し、会員諸兄の参考に供し、御協力方をお願いいたします。

#### (1) 名簿の管理について

連盟も会員が千六百人に迫る規模になってきたので、名簿の管理

を従来以上に厳重に行なう。各団体は、七月末日現在の各団体の会員名簿の提出と会員の移動について総務部に必ず連絡を行なう。

個人会員についての移動は、会員から直接、連盟本部宛に行なう。会報等の連盟の文書が、転居先不明で六〇通位戻ってきているので、各団体と個人会員の名簿管理について協力量の要請をしたい。

#### (2) 日税連等との対談・懇談会の設置

前年度も制度的な問題について必要なつど対談、懇談会を行なっており、連盟の考え方を他団体に伝え、理解してもらうのに有効であった。本年度も、必要に応じて、日税連等の関係諸団体と対談や懇談会を開いていく。

#### (3) 審議時間の確保と書面審議

全国青税連という組織のため、役員も相当遠隔地から参加しており、往復旅費、往復の時間など多大の犠牲を強いることになるので、各部、各委員会の開催前に書面審議を行なうとか会議では報告事

項を予めコピーしてくるなど工夫をして、審議時間が充分にとれるようにし、効果的、効率的な会議が持てるようにする。

#### (4) 代議員ニュースの発行

前年度同様代議員ニュースを発行する。会報と同時に発送できるように編集をスピーディーに行なう。

#### (5) 地区別代議員会を行う

団体加入をしていない地区で研究会や理事会を持つような機会を利用して、地区別代議員会を開

く。

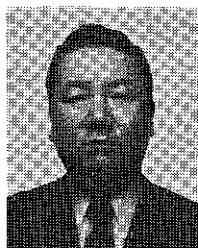
#### (6) 学会体制の会務運営

特定の役職の人に過重に負担のかかる会務運営は極力避けたい。全国青税は、文字通り全国組織として有機的活動のできるような組織にしていかねばならない。

個人的犠牲は尊い犠牲には違いないが、組織が組織力をつけていない証拠でもある。みんなで考え直そう。

## 組織拡大—これだけはやりたい

組織部長 勝部慶次



このたび誠に微力ながら組織部長の重責をになうこととなりました。我々青年税理士の前途には、多々難問題が山積しておりますがこれに対処するには出来るだけ多数の会員の結集が必要であることは云うまでもありません。

組織部：又しましては、青年

税理士民族主義々確立の差盤を不断より築くと云うことを目的とし、マメに且つ行動的に当面活動して参りたいと存じます。まず

#### 一、個人加入会員の加入促進

二、団体加入の促進  
を重点として、組織拡大推進委員会と相たつぎえ、個人会員に対しては一人一名紹介の協力を御依頼し、個人加入地区については団体加入への組織の拡大化を計っていただくよう御願いし、又組織化されてない地域の未加入会員には積極的に文書等を配付して入会して



いただくように努め未組織地区への出向等、全国各地に在住の当組織部員の方々と運びいして行ないたいと存じます。

又厚生部及研究部等の諸行事は出来ませば今後未組織地区にて開催していただき周辺の会員に積

### 税理士の活路を拓く研究を

研究部長 杉浦正康



我が税理士業界は、現在一つの重大な「転機」に立たされていると言えます。

「田の切上げ」に端的に表現されるように、日本経済は資本、貿易の自由化にはじまる解放経済へと移行することを余儀なくされる程に国際的な「実力」が評価される反面、社会資本が極度に貧困で国民の生活環境は先進諸外国に比して著しい立遅れを見せていることを大義名分として、行政府はいち早く「高福祉高負担」政策を打

極的に参加を呼びかけ、協力を要請することも必要と思えます。

何と致しましても、組織の拡大強化には各会員の皆様の御協力が必要でありますので宜しく御理解いただきますよう御願ひ申上げます。

出しその観点から解決をはかろうとしています。

そのために一般国民に対して一律に負担を課する「一般消費税」中心の間接税へと重点を転換し、その有力な税目の一つとして付加価値税が指向されていると言えましょう。その結果、税理士の大量生産(特別試験制度の維持、「臨税」の拡大等)政策と相まって、税理士業務が「計算屋」的側面の強化となる危険性が現われています。

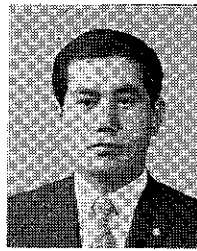
従来税理士は、直接税にかかると「税務代理」「税務書類の作成」「税務相談」を業とし、国家の財政収入確保の一翼を担い「租税正義の実現」をめざして来た訳であります。戦後二十七年を経た今

日、公害訴訟の勝訴にも見られるように、国民の権利意識の高揚は目を見張るものがあり、まさに民主主義が国民の間に定着しつつある感を深める次第ですが、そのような時代に、税理士が「中正な立場において」「納税者の信頼にこたえ」「納税義務を適正に実現し」「納税に関する道義を高めるように努力する」というアイマイな立場での職責で、安穩と生活の糧を得ることが許されなくなつて来ています。

すなわち「納税者の民主主義的

### 魅力ある企画を具体化

厚生部長 稲垣浩司



厚生部の活動で先ず一番問題となるのは、全国規模の会であるため、厚生部行事を企画実施するの

が年一回の定時総会に合わせざるをえないという点である。具体的活動として、その際に

な権利の擁護」の立場を鮮明にしなければ国民の側からは必要とされない職業に転落するおそれが生じているし、その傾向は益々強化されるのであらうと思われま

て延期となり、今後、他の行事を検討いたします。全国より六チーム以上の参加が見込まれた行事でありましたが、種々の理由により延期になったことは、誠に残念に思っています。また、本年度の会長は厚生部に対する重点項目は、地区別同好会を組織部と運びいして開催するというところであります。このことは、厚生部の活動の主眼でもあり、野球大会に代る有意義な行事を設けるため、活発な活動をしなければならず、厚生部として責任を感じる次第です。このためには、各地区単位の同好会の動静を調査し、同好会名簿を作成し、個人及びグループによる参加を呼びかけたいと考えています。

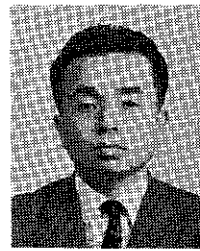
もり込まれているものといえ、懇親会その他の行事、例えば旅行、マージャン、ボウリング、ゴルフ等である。定時総会開催の機会は、今後とも有効にとらえ、多数の会員の参加を呼びかけられる魅力ある行事を企画することが、当座の責務である。

次に、厚生部の本事業年度の計画として、具体的に計画された第五回野球大会(ソフトボール)が、去る八月八日の理事会におい

終りに、厚生部の責任者としてお願いしたいことは、個人加入会員の厚生活動に対する有効適切なご意見をお寄せいただきたいと思っております。より一層充実した厚生部とするため、これらを今後の企画に反映させて一同と頑張っていきます。なお、昭和四十七年度に対する定時総会は、神奈川県で開催されることが確定し、すでに会場の選定を始めております。厚生部もこれに並行して諸行事の企画立案にとりかかっていることをご報告いたします。

# 資料の提供で全会員へ寄与

業務改善部長 小 泉 初 男



杉浦前部長の後任として、今回業務改善部長という重責を負われ、とまどっているのが実情であります。

幸なことに副部長、理事に強力なメンバー諸氏が多数いるので他力本願で、この一年を務め度いと思っております。

八月八日、第一回業務改善部の部会を開催し本年度の基本方針を立て理事会の承認を受けた事項は次の通りであります。

1、前年度よりの継続事業であります事務所経営アンケート並びに事務所職員に対するアンケートに会員より回答を求め、集計結果を発表する。

2、会員が自ら作成し利用している帳票用紙の提供を求め、これを基に有益な資料を公表する。

3、会員の活用しているコンピュータを基に、コンピュータ利用に関する資料を集めて発表する。

以上が本年度の基本方針であります。会員の皆様に、お願いであります。皆様の事務所で、工夫し作成し利用している「伝票、日計表諸帳簿、試算表、精算表、資金繰表、財務諸表、議事録、事務用箋、業務日報、請求書、領収証」等を一点でも多く収集し、皆様に有益となる資料を作成する為の資料としたいと思っておりますので、アンケートの回答と一緒に送っていただき度いと思っております。

それらの資料をもとに、全国会員の皆様の業務改善向上に役立つようなものを編み出し、公表して業務の面からの税理士の向上に当部は役立つよう努めます所存です。ご意見を御協力をお願いいたします。

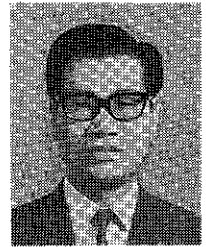
一時は過激な集団と看なされた全国青年税理士連盟の歩みも、日ごとに理解されて来た。

商法改正運動、税理士法改正問題等を経て我々の行動にそのカゲが全くみうけられず、かえって税

理士界の発展のために情熱をかたむけていることが内外共に認識されて参りました。

## 健全財政で 連盟の基礎固めを

後 藤 次 仁 経 理 部 長



これは東京税理士界（47年8月11日号のひびき欄）「青年税理士の研鑽と行動に思う。」にも寄稿されていることでもお解りかと存じます。

この大事な時期に更に、我が連盟の精神を示すには一層団結し、税理士会の発展と共に国民の信頼をうけなければならぬ。

その裏付けは健全な財政があつてこそ、達成されるもので、会員諸兄の御協力を御願ひする次第です。

経理部としては特に新しい方法は考えておりませんが、会費の早期納入方をお願いし、予算に照らし、最少の支出で、最大の効果をもたらすことを関係機関に働きかけ、尊い皆様の会費をむだなく、有効に使用されることに努力いたします。

尚、今回の総会で、規約第十六条が改正になり、月額一五〇円となりました。

一層のご支援をお願いします。

（広報部）

（原稿募集）

### 原 稿 募 集

国税庁発表の「税務調査の法律的知識」は現在われわれの主眼している見解とは異なるところが大きくあり、また徴税者側の一方的見解ともいえる内容のものである。

会員諸兄がこれを読まれてどのように感じたか、どのように思ったか等を次の要領で原稿を募集しますので、ふるって御協力下さい。

国 税 庁 発 表

「税務調査の法律的知識」について

締 切 日

昭和四十七年十月十五日

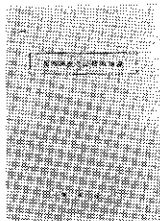
字 数

十五字づつ原稿用紙で一〇〇行から二〇〇行程度

送 付 先

連盟本部まで

（広報部）



# 昭和47年 役員・委員一覽

47. 7. 16

役職名	氏 名	所 属	役職名	氏 名	所 属	役職名	氏 名	所 属
会 長	寺 重	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	同 副 部 長	竹 内 俊 雄	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	制 度 对 策 委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
副 会 長	沢 務 利 夫	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
総 務 部 長	矢 村 金 岩	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
同 副 部 長	荻 森 水 坂	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
理 事	久 村 唐 木	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
理 事	大 田 望 岡	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
経 理 部 長	内 笠 佐 浜	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
同 副 部 長	永 藤 飯 勝	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
理 事	伊 加 前 大	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
理 事	我 森 寺 增	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
理 事	片 奥 平 西	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
理 事	西 奈 小 内	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
理 事	大 奈 谷 藤 秋	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
理 事	川 村 船 舟	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
理 事	船 舟 結 押 坂	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
理 事	中 尾	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
報 告 部 長	保 口	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
同 副 部 長	尾	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
同 副 部 長	尾	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
同 副 部 長	尾	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋
同 副 部 長	尾	京 屋 古 屋 古 屋 古 屋	理 事	寺 内 靖 高	大 阪 古 屋 古 屋 古 屋	委 員 長	大 名 重 克	阪 屋 古 屋 古 屋

## 組織拡大推進委員会地区別委員長一覧

役 職 名	氏 名	〒	住 所	電 話 番 号	
本部統括委員長	寺 沢 隼 人	171	豊島区南長崎1-17-12 サン樵名町ハイツ403	03-950-1758	
〃 副委員長	奥 田 普 士	462	名古屋市北区元柳原町2-7	052-981-8601	
〃 〃	勝 部 慶 喜	543	大阪市天王寺区真法院町279	06-771-6884	
〃 〃	村 田 昭	152	目黒区碑文谷1-19-13	03-716-5382	
本部地区別委員長	東海,北陸,中国	各 務 重 則	457	名古屋市南区塩田町2-8	052-811-4166
	東 北, 北海道	岩 田 克 夫	164	中野区東中野1-49-4 都ビル	03-363-4306
	四 国, 九 州	矢 頭 昇	650	神戸市生田区三電町1-17 和光ビル	078-811-2949
	東 京 地 方	金 子 秀 夫	220	横浜市西区平沼1-22-12	045-321-8617
	関 信	村 山 利 喜	356	上福岡市上福岡3-11-15	0492-61-2330

県 名	組織拡大推進 委員会委員長	〒	住 所	電 話 番 号
高 知	吉 田 平八郎	780	高知市浦戸町47	0888-82-2041
香 川	岡 田 平八郎	760	高松市天神前7-5	0878-61-8855
九州北部	森 山 積	830	久留米市荘島町188	09422-4-2211
山 形	安孫子 昌 祐	990	山形市城西町2-1-28	0236-22-7143
広 島	加賀田 三 郎	733	広島市吉島町12-23	0822-45-1928
長 野	浜 今朝男	392	諏訪市湯の脇1-13-4	02665-2-3712
鹿 児 島	前 田 哲 郎	895-25	大口市里2077	
静 岡	内 山 隆 司	435	浜松市早出町720-2	0534-61-7797
新 潟	瀧 洩 新一郎	947	小千谷市住吉町344	025882-3498
青 森	大 奈 吉 良 慶	030	青森市大字松森字佃252-48	01772-5-3730
帯 広	谷 本 宏 徹	080	帯広市西の条南8-3	01552-3-2145
千 葉	高 橋 徹	280	千葉市道場南町137	0472-22-9364
秋 田	船 木 清 治	010	秋田市南通みその町1-10 時田電機ビル	0188-33-6515
福 井	齊 藤 清 輝	917	小浜市小浜住吉 2	0776-2-1572
宮 崎	小 松 昭	882	延岡市博労町1-3	09823-2-6600
岩 手	西 川 広	020	盛岡市長田町4-12	0196-23-5981
大 分	竹 井 良 文	878	竹田市大字竹田町416	09746-2-3636
大 鳥 取	船 守 清 史	683	米子市加茂町2-8	08592-3-1541
島 根	河 端 浩	698	益田市大字上吉田181 安野産業内	08562-2-3265
山 口	上 村 昭 美	759-41	長門市東梁川11180	08372-2-1505
石 川	能 生 富 治	920	金沢市平和町2-3-3号 6	0762-42-3371
茨 城	若 泉 民 部	311-24	行方郡潮来町上町188-1	02996-2-3475
栃 木	藤 沼 哲 夫	324	大田原市山の手2-7-10	02872-3644
群 馬	今 井 肇	371	前橋市三河町1-3-6	0272-22-4243
福 島	増 子 七 郎	963	郡山市大町1-8-10	02492-2-2445
札 幌 市	小田川 繁	063	札幌市琴似八軒 2条東 4丁目	0122-641-2311
函 館 市	古 山 勝 夫	040	函館市新川町21-13	0138-23-3175
岡 山	平 松 清 志	700	岡山市津島1052-2	0862-53-1613
徳 島	川真田 一 男	770	徳島市富田橋2-15-4	0886-53-3429
愛 媛	永 田 秀 雄	798	宇和島市堀端町1-35	08952-2-4550
愛 知	増 田 進	492	稲沢市奥田町仲深905-5	0587-32-8884

全青税連の将来を予測することについて、(一)、全青税連の存立基礎の主体把握、(二)、その理想、理念とする目的は何にか、(三)、全青税連創設後現在までの活動状況、青年税理士としていかに責任ある建設的な批判精神をもち、創造的能力に富んだ行動をしてきたか、その行動形態が青年税理士の渴望するようなものが出来つつあるか、またその成果が実現できる方向に進歩しつつあるか、などを創設後現在までのプロセスと足跡を条件で全青税連の将来の展望を考えてみることにします。

### 一、創設後の事業活動と成果

まず創設前後の段階から現在までの概要をのべてみよう。

権利意識の高い青年税理士の組織母体である東京青税連が推進母体となつて全国的規模で青年税理士連盟を創設すべく視野に立つて、昭和四十一年東京青税に全国組織推進委員会を設け、すでに創設の気運があつた大青税、名青税の人的交流から機関誌等の交換により除々に連けいを強化し、全国組織結成の意見調整の手續を得て最終的な話し合いの結果、昭和四十二

年一〇月二〇日全国「税理士協議会」の発足にこぎつけた。

同日東京ステーションホテルに於て東青税、名青税、大青税の三會が大同団結、全国青年税理士連盟が誕生した。そこで全青税連が内部関係をまず充実にせよ発展の礎石をつくるため、規約その他運営事項、代議員選任規程など検討し昭和四十三年六月二〇日第一回の会報発行にこぎつけた。



### 五周年記念論文

## 全国青税連の

# 現状と将来の展望

第一回定時代議員総会京都智恵院

「梅荘」で開催(京都大会)

昭和四十四年七月二十日

第二回定時代議員総会、岐阜市

「長良館」で開催(岐阜大会)

昭和四十五年七月十九日

第三回定時代議員総会、熱海市

「ニューフジヤホテル」で開催

(熱海大会)

昭和四十六年七月十八日第四回定

時代議員総会、国立京都国際会

議場開催(京都宝池大会)

とその開催の都度少しずつ組織体制を確立してきた。

こうして現在まで発展してきた原動力である源泉は、青年として旺盛な行動力は勿論のこと、社会制度として矛盾のある現行税理士制度改革のため、正義感に燃える情熱がそこにあつた。

すなわち責任ある健全で建設的な批判精神と創造的能力によって「将来の税理士像を確立するためにはいかにあるべきか」現行税理

### 二、現在までの主だった活動状況

東青税、名青税、大青税の三連盟が団体加入で組織されたため創設期には組織上の連絡協調を基本とした基礎段階であつた。その後全国的規模に組織拡大をするべく個人加入会員推進を前面に打ちだした。その成果はあがりつつある。各地で青税連の結成気運が盛り上がり、神青税クラブの団体加入、鹿児島青年部会と続き、最近では埼玉青税クラブが

川 一  
神 尾 昭 中

結成されるなど、会員の増加傾向をたどつてゐる。全青税連第十一号によると、地区別の組織拡大推進委員会を設置し、三十一地区の各具別組織拡大推進委員会の委員長に「組織拡大」を要望した、とある。

士制度が民主的の租税制度の申告納税制度の下で社会制度として台致しなく、租税法主義に基き納税者の権利擁護を使命とする税理士の代理人的制度を確立すべく行動に力を入れてきた。

……それは組織体制が未熟のためとも考慮できるが、しかし、現在までの活動状況分析によって今後の指針が少しでも把握できるかもしれない。そこで主だった行動のなかで業界の先導的役割と建設的な批判と創造的能力によって重要な役割をはたしてきた実績をみるにつぎのようである。

#### (一) 商法問題について

昭和四十四年七月、法制審議会商法部会は、「株式会社監査制度改正要綱案」を決定し発表した。すばやく全青税連が反応した。

この要綱案は税理士制度の基礎を根底から滅失、破壊するものである。民主的な租税制度である申告納税制度を支える中小企業の唯一の税の職業専門家、すなわち納税者の代理人として租税法主義に基づいて権利擁護の職責を果たしてきた税理士が(少くともそのような権利意識で職業の使命感をもっている)、商法改正案によって、税理士制度、申告納税制度に重大な影響をあたえ、税理士の存立する基礎を根底からゆるがす危険性とその衰退にも影響を及ぼす。こうして商法改悪阻止反対運動に理論と行動で実践してきた。その活動状況は手元にある若干

の資料から主だったものを抽出してみると、つぎのとおりである。

昭和四十四年十一月、商法改正反対決起大会(大阪税理士会館にて)。

昭和四十四年十一月、「株式会社監査制度改正要綱案に対する意見書」発表。

昭和四十五年十一月、「商法改悪の本質」発表。

昭和四十五年十二月、商法改正反対全国総決起大会(九段会館、村田代表幹事反対演説)

昭和四十六年二月二日、商法改悪阻止国民総決起大会(日比谷公会堂、全青税連が先導的役割を演じた)。

昭和四十六年七月、商法問題座談会(日本税理士政治連盟主催、村田代表幹事出席改正反対の趣旨を説明)。

昭和四十六年七月、第四回定時代議員総会京都宝池大会で、「商法改悪法律案断固反対」の大会宣言などである。

(二) 税理士法問題について

将来の税理士像はいかにあるべきか。現行税理士制度は徴税主体の補助的機関であり、税務行政の組織の一元化に吸収され、半身不随、全身麻痺となっている。権利

意識の高い青年税理士の集団である全青税連は税理士制度の問題についても心血を注ぎ、あるべく税理士像確立に努力し、邁進してきた。その現われが過去四年間の実践と理論活動から、推定できる。

(1) 日税連税理士制度調査会 「わが国における税理士制度のあり方」 答申批判

昭和四十三年十二月二〇日、日本税理士会連合会税理士制度調査会が「わが国における税理士制度のあり方」について答申、公表した。この答申に全青税連は情熱的に理論的検討を加え、昭和四十四年二月、日税連税理士制度調査会答申批判を発表した。

日税連税理士制度調査会答申は二年余りにわたって、十九名の学識経験者で論議を重ねた結果であるが、われわれが熱望している税理士制度とは程遠いものである。税理士制度の根本原則は租税法

律主義に基き納税者の権利擁護を使命とする代理人制度である。この根本的思考が欠落している。民主的な租税制度である申告納税制度のもと税理士の社会的要請の認識、評価は不十分である。

税理士は徴税主体の監督権、懲戒処分権下から離脱 納税者の

信頼にこたえる税の職業専門家として、租税法律主義に基づき納税者の権利擁護を使命とする代理人制度とすべきである。

高度に発展した産業経済は租税法規を複雑かつ難解にし税の職業家である税理士をおいて、ありえない。こうした根本原則の思考をふまえて、各内容について具体的に答申を批判してきた。

昭和四十五年十一月、前答申批判をさらに理論的に前進させ再批判した。答申再批判は全会員の英智をあつめ直接民主主義の形式により、意見を聴取し、民主的討論の結果、理論的に前進させたものであった。

(2) 第一次試案批判

日税連制度部、税理士法改正対策委員会は税理士制度調査会の答申を基本に昭和四十五年七月二十七日「税理士法改正に関する第一次試案」を発表した。全青税連はこの第一次試案に対し、直ちに昭和四十五年十一月「税理士法改正に関する第一次試案に対する意見書」を発表した。この意見書にみられる建設的批判も「わが国における税理士制度のあり方」を批判したときの根本原則に基づき趣旨で一貫している。

第一次試案の討論、研究結果の重点項目として、

(一) 税務代理権を含む税理士の社会的使命 (二) 自主権の確立 (三) 特別試験の廃止 (四) 税務監査制度反対

などである。理論研究を重ねたこの段階で新たに税理士法改正作業での実践活動に対する方法、運動のあり方が表現として出てきた。

日税連制度部、税理士法改正対策委員会は、「税理士法改正第一次試案」の批判をうけて、昭和四十六年五月十八日、「税理士法改正に関する第二次試案」を作成した。

公表されていながら発表は遅滞した。第二次試案の発表遅延に憤慨した全青税連は、「真の税理士制度確立の為の税理士法改正運動を停滞させる」ものであると日税連会長に全会員にすみやかに発表すべき要望書を昭和四十六年七月十八日提出。

それで、はじめて、昭和四十六年八月十一日の「税理士界」に発表された。第二次試案はほぼ全青税連が意見を発表し要望したような試案となつて表現され、真の税理士制度の根本原則が踏襲している。

これが税理士制度に関する主だった活動状況である。

(3) そのほか附随した事業活動

近代税理士制度を追求してやまない社会正義感に満ちた全青税連の情熱は研究部主催のシンポジウムにも端的に現われ、将来の税理士像確立のための礎石を創造しつつある、といつても過言ではないだろう。創設して僅かであるがその活動はつぎのとおりである。

シンポジウム

第一回 昭和四十四年十一月

税務代理権について

第二回 昭和四十五年四月

税務監査の本質について

第三回 昭和四十六年十一月

付加価値税について

このほか同好会も結成され活動している。勿論この同好会は全青税連発展に資する事業の一部であり、会員相互の親睦を通じて連盟の組織拡大、発展強化を推進することを目的に創設された。(全青税連第七号、同好会規約発表される。)

三、全青税連の制度のあり方と将来の展望

こうして創設後僅か四年間の主

だつた活動、行動を裏証的な結果分析をもつて、全青税連を展望することは無意味でもないだろう。

しかし困難でもある。それははじめに述べた意味からである。

民主的租税制度であるわが国の申告納税制度における税理士制度の役割は大きく、社会制度として近代税理士制度を早急に確立しなければならぬことは当然の帰結である。

この目的実現と将来の税理士制度はいかにあるべきか、その探求に全力を注ぐことを前提として展望をこころみることにいたします。

そのためには現行税理士制度の改革以外にその方法手段がない。当然である。

まずそのために各単位の税理士会を民主化することである。

商法改正問題で日税連の体質が暴露されたように、非民主的運営形式をまず民主主義の原則にそつよう確立すべく努力することである。(効果は徐々に現われている)

それには全国の青年税理士が各税理士会の執行部となつていく方法しかないだろう。

しかしこれには一つの条件がある。

ということが執行部体制に入る

ことが自己の業界へ、ストとか名譽意識にあつてはならない、といふことである。

名譽意識等があるとすればその精神構造を端正し、真の税理士制度を熱望する純粋な青年だけが選択された精鋭といふことになる。

これが現行税理士制度下で思考できる方法である。

そうした青年を全青税連が輩出すべく税理士法等をはじめ理論的な探究と隣接地域間の会員相互の切磋琢磨と、自己研鑽によつて、充実した組織体制のもと理論と実践の伴う発表を業界内外に大にしていふことである。

そのためにはまず、

(1)、全国的組織制度の確立

(2)、財政規模の拡大、安定化

(3)、自主権、代理権獲得

のための法改正運動の積極的推進は国民的立場でやるべき、といふことである。

(一) 全国的組織制度の確立

各人に全国青税連会員としての認識がどれだけ確かなものになつてゐるか。組織上における会員認識の自覚をうながしたい。

まずこの辺を内容充実すべき問題がある。そこで組織拡大を推進することに於いての弊害とならな

いようにしたい。組織拡大を推進すべく折伏活動を全員が自覚し積極的に行動できる地域間の協調体制を整備することである。

まず都道府県単位として五名ないし十名に及ぶ青年税理士の会員を増やす運動といふことになる。

この場合青年と言つても権利意識の高い税理士であれば、年令制限を設けること不要である。

そのため年令制限を除外し全青税連の個人加入会員がその地区にある程度の人数に至つた場合、積極的に団体を結成すべく努力し、尽力を与えるべきである。

その場合各結成地区で全青税連への加入、未加入の議題が認識不足から当然でと思ふ。(当初の神奈川青税クラブ)

加入、未加入にどのような理由があるうとも青年として責任ある建設的で健全な批判精神と創造的能力をもつ会員諸兄のため、結成された団体に理解と説得できる充実した広報活動も必要である。

中には政治アレルギーにかかつてゐる老化現象の青年もいる。

認識、正しい判断の欠陥から政治団体的要素をもつた集団とみられたり、青年の自己主張を貫徹するための偏向的団体のように見られたりしている要素がまだ若干

残つてゐるのではないだろうか。

全青税連もここまで発展し全国各地に存在する会員が活動している現況で、その行動から新たに見直されている現状であるけれど、

会員以外への広報活動は組織拡大を推進するうえに必要である。

全青税連の会員以外について税理士制度の危機を訴え、現在の徴税主体の監督権、懲戒処分權下での職業活動で満足、安心感にひたつてゐる会員を、喚起させ、動棒を与えンポリから自覚させる責務も組織体制を確立するために全青税連はあるだろう。

そのため税理士業界全会員にアピールする手段を講ずることによつて組織拡大を熱望し、日夜地味な活動をしてゐる現状でその目的も改善されるのではないか。

そのことによつて組織上の会員も自然に増加していくものと期待してよいのではないか。

今度をはじめて商法問題を業界会員に訴えるパンフレットを作成し送付するようであるが、このような活動を継続すべきである。

こうした運動の結果、各県に五名ないし十名の会員が把握できたならばその地区を重点的に青税連を結成すべく援助をしなければならぬ。

積極的に援助すると言つても任意団体であるため強制加入は困難であり組織体制を確立すべくと言つても大きく解決しなければならぬ問題がある。

それはあとで述べる財政問題と直結するが、予算規模の緊縮、萎縮予算を改善しなければならぬことである。

組織拡大は会員獲得の唯一の目的であるが「真の税理士制度の確立」を求め、近代的青年税理士として発展していくために国民的立場に立つて組織体制を確立し、各地区と運けい、直接的な水平的構造の体制を整備すべきである。

(二) 財政規模の拡大、安定化

会長をはじめごく少数の役員の経済的、時間的な犠牲精神で運営されてゐるのが現状でないか。

このロスを継続的に加えれば組織は破壊し、念願としてゐる将来の税理士制度の確立は画餅どころか、それにもならぬ消滅していく運命をたどる。

昭和四十六年度の予算規模をみて驚くことは、予算金額の萎縮である。一五〇万円の予算規模で何が出来ののだろうか。恐らく全国各地で開催する役員会議費用と年数回発行する会報で



終る。

あとは附隨的に、何んとか息の根をきらせないための研究活動と、担当役員の経済的、時間的な犠牲負担で補う組織活動ぐらいである。

組織拡大の推進と重点施策に、発展段階の過程とは言え、仕方ないとしてもわれわれには将来の税理士像はいかにあるべきか、国民的立場で検討し議論を重ね、その方向もほぼ固まりつつあるとき、全青税連が日税連に働きかけるミクロ的行動から、国民、納税者の立場で問題を考えたとき、予算規模の拡大もまた考えなければならぬ。

直接間接に納税者に毎日接触しているわれわれが中小企業をはじめとする納税者から経済的援助を含めた考えて、この問題を考えられないか。予算規模の拡大はわれわれが熱望する、あるべく税理士像確立の運動、行動の基盤となるべきものであると推定する。

機動的な少数役員を経済的、時間的犠牲も経済的基盤によってカバーでき、行動する体制もできると慮る。

専従の事務局員ぐらいいは設置できる全青税連にならなければならぬ。

ない。

目標達成すべき難問が山積ある現状で目的倒れにならないためにも経済的基盤が必要であることを認識していただきたい。

各県、地方に青税連が結成されても任意団体であることから全青税連への加入が、そのまま容易に事を運ぶことが簡単ではないだろう。

そのため財政問題を含めて、全青税連があらゆる行動に積極的援助し、助言を与えていく体制的姿勢を確立するためにも予算規模は何んらかの形で拡大しなければならぬ。

中小企業に關与しているわれわれが、商法問題、税理士法問題等で試行錯誤しているとき、この問題を中小企業、納税者に訴えとともに、寄附を募ることもそれ程困難ではないのではないか。

青年の純粋な行動とは、正に堂々と正論を訴えることと、その後には、正論を国民に理解、説得させていく経済的要素の必要性もまた、認識しなければならぬと思う。

(四) 法改正運動の指針

法曹一元化がさげれば現司法制度が確立されるまで、弁護士

制度も幾多の曲折があった。

検事の監督権下、法廷においても被告人と同席に順じ、甘えなければならなかった歴史的背景の中で、大正デモクラシー運動、労働争議運動等を通じ、国民の人権擁護の行動を理想とする闘争の過程で、現行制度が昭和二十四年法律第二〇五号として、議員立法で成立した。

三権分立主義の司法権に属する問題であるが、われわれに歴史的その教訓を無言のうちに教えていると慮る。

参考にするべきである。そこで税理士制度が税制の一問題であるかのように考えられていてはならない。

徴税主体の補助的機関としてである。部会での定例、月例会での席上に聞かれる話しである。

幹事クラスの人でいまだに税務署はわれわれにパンを与えてくれている、有難いことであると。権利意識を喪失し全身麻痺にかかっている前近代的な会員を納税者はどうみているのだろうか。

わたくしたちは、こうした種々の階層でできあがっている現行税理士制度のもていかにしてノンポリーをはじめ、危機意識を身近かに感じない業界多数の会員にカ

ンフル剤、すなわち喚気させることができるか、重要な問題である。

税理士制度の根本原則を業界会員に訴えなければならぬとは情けない。

しかし、全青税連の「わが国における税理士制度のあり方」答申批判、第一次試案の意見書の批判も効を現わし、「税理士は租税法

律主義に基づき納税者の権利擁護を使命とする代理人制度である」とする考えも、少しずつ定着しつつある。

将来のあるべく税理士像の探求も試行錯誤しながら現段階では会員の意思を集約し起草途中とか、進展しつつあるが、中味の問題は依然どうなるか暗中模索である。

起草発表後にはいかにこの問題を実現させるか、その方法論、運動論も議論になると推定される。

現弁護士制度確立までのプロセスを述べたように近代的税理士制度の確立も、われわれ青年税理士に期待し、課された重責であると肝に銘じ行動することが全国青年

税理士連盟の将来の指針であると思う。

その場合、国民、納税者の立場に立脚した側面、あるべく税理士像確立を考ふる根本原則をも

つことが絶対的条件である。

この根本原理を前提としての行動は健全な青年税理士としての礎石を確立し、全国にはばたく、全青税連の黎明も、数年後には到来し光明があると信じたい。

あまりの拙速主義のため論理的に不十分を承知して将来の展望を思うままに書きましました。



全国組織の必要性が叫ばれ、協議会から発足した全国青税連は、現在、組織的にも実践的にも、協議会の域を脱し、全国組織の道を歩みつつある。

現状を踏まえ、将来の展望を寄せて頂いた中尾会員の問題提起を機に、さらに質・量ともに、組織の拡大強化を図らなければならぬ。

組織強化は全国青税連が、税理士制度の発展強化を第一目的としその実践のため重要であることを指摘している。

今後もこうした企画を通じ、会員の声を全国青税連に反映して行きたい。(会長)

本論文は長文のため、紙面の都合上、筆者の承諾を得て、一部割愛して掲載いたしました。(広報部)



七月十六日の代議員総会後、初の理事會が、八月八日午後一時より大阪合同税理士会館にて開催された。同日は、理事會に先立ち、午前十一時より各部會が開催され各部それぞれ、事業計画のスケジューリングについて熱心な討議が行われた。

- 理事會の議題は、次の通り。
- 一、本年度各部の具体的な事業計画の推進に関する件
  - 二、税理士法、付加価値税、商法問題等に関する件
  - 三、各団体、個人会員の現況報告と連盟に対する要望の件
  - 四、組織拡大推進委員会に関する件
  - 五、特別委員会の委員選出の件
  - 六、その他
    - (i) 次期総会開催地の件
    - (ii) 違憲訴訟問題の件
    - (iii) 村田前会長に対する感謝状と記念品贈呈に関する件
- 會議に先立ち、寺沢新会長は、

制度問題を中心に挨拶を行い、各理事の担当部署についての確認と各部、各委員会に対して積極的な事業計画を推進して欲しい旨の要請がなされた。

次いで、議長に開催地の矢頭副会長を選出した。第一回の理事會

## 第一回 理事會 開 会

### 本年度事業計画を具体化

なので、出席者全員の自己紹介がユーモラスに行われ、議場の雰囲気気が和らいだところで議題の審議に入った。

議題 一 について

各部長より詳細な事業計画の具体的な報告がなされた後に、審議が進められ、熱心な質疑応答ののち、細目について理事會の承認を受けた。

「税理士法は、日税連が中心となって、関係団体に懇談会を申入れたり、五大政党に挨拶廻りするなど動き出しはしているが、窓口が必ずしも一本化しておらず、法對運動のマイナスとなっている。商法改正については日中復交問題などで一見静止状態に見える。第六十八通常国会への上程を阻止し得たのは、外部的要因に負う

ところも多いが、下部会員からの突上げによって日税連の主体性が確立し、二・三大会の成功と相まって政悪にストップをかけたことは一応の評価をしてもよい。しかし、今後も、油断をしないで理論武装を行なっていかなければならない。

付加価値税については、税政連

は反対の大会決議をしているが、単位會、日税連ではまだ反対の意思表明をしていない。関係諸団体が続々と反対の意思表示している折柄、税制の専門家である日税連も早く反対の意思表示をして、国民運動の先頭に立つべきである。」旨の現状報告と基本方針の表明がなされ討議に入った。

急務である。

日税連の組織決定を支援する形での対外活動はありうる。

(境) 付加価値税の反対運動は、日税連が一番おこなわれている。

(湖東) 早急に運動に入っていく日税連の組織決定を急がせよ。

(岩田) 税理士会員にも賛成者がいて、税制審議会の結論も賛否さ

だかでない。

(大西) 会員の賛成論拠は何か。対理由を分析して、反対運動の連携を強化すべきである。

商法改悪阻止運動の際、土壇場で中小企業団体のいくつかが離脱した教訓を生かすべきである。

(大西) 税理士会だけでなく、対外的な署名運動などを積極的にやるべきである。

矢頭議長より、標題の件について各団体に意見を求めたところ、(大西大阪青税会) 各単位団体やその下部組織ではできない全国的な活動をやって欲しい。

(各務名古屋青税会) 全青税に全面的に協力する。会報、代議員ニュース等を積極的に発行して欲しい。

(金子神奈川青税会) 全青税の中で最高の力を出したい。

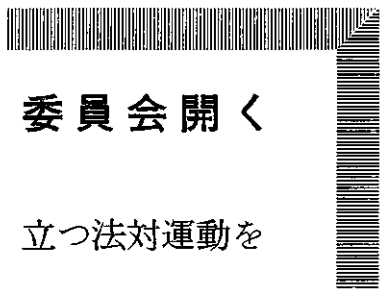
神奈川、千葉、山梨の三県で東京地方會は成立している。

千葉、山梨方面の組織拡大をやりたい。二〇億円基金では、意識面の強化を重視している。

政治資金積立てには、全国的な参加をおねがいしたい。

(平山東京青税会) 代理「税務調

### 議題 三 について



# 委員会開く

## 立つ法対運動を

査の法律的知識」に対する理論構成を成す。日税連の企画している三〇周年記念の一環として税理士法改正推進大会を要望していく。

二〇億円基金への参加を、東京青税の部会を通じて呼びかけている。財政状態は、ひっぱくしているので会員増強に力を入れている(村山崎玉青税会長) 団体結成から一年を経過した。全国的次元に立って埼玉青税を発展させたいし現在全青税との積極的な連携策を検討中である。

関信地区に県単位毎に団体をつくるべく努力している。

(内山個人会員) 「浜松を中心として、団体加入の気運が高まっている。」等々の意見発表があり、各団体相互の理解を深めることができた。

九月三日午後一時から伊豆長岡の「狩野川荘」で第一回の制度対策特別委員会が開かれた。

当委員会は、本事業年度の重点施策に盛り込まれている法対運動の連携一体化を図ろうとするものであり、税制の民主化に資する理論的探求も合せて行なおうと新設されたものである。

又、出席会員の中より、国税庁版の「税務調査の法律的知識」について、徴税側サイドの一方的見解ではないかとの発言があり、議場に諮ったところ、各団体が単位連盟にもちかえて理論的探求を深めるべきであるとの意見が大勢を占め、会長より、各団体に對して本問題に関して早急に取組むよう要請がなされた。

尚、全青税の制度対策特別委員会では、単位連盟の研究成果を集約して「批判書」としてまとめ、日税連に對して具申することとされた。

### 議題 四 について

寺沢会長より、全国的な組織化を従来以上に強化していく旨の発言があり、組織拡大推進委員会の

委員について提案があり、一同これを諒承した。

### 議題 五 について

寺沢会長より、別紙の如く特別委員の選任について提案があり、議場に諮ったところ、出席理事より数人の補充委員の提案がなされ万場異議なくこれを諒承した。

### 議題 六 について

(イ) 次期総会の開催地について、荻野総務部長より、七月一日の理事会の模様などから、神奈川青税の地域で行ったらどうかとの提案がなされ議場もこれを諒承した。

(ロ) 違憲訴訟の準備を進めている大阪地区の会員から、協力方の要請がなされ、討議に入った。

全国青税としては、特試廃止だ

### 議 題

- (1) 法対運動の現況と意見交換
- (イ) 商法問題
- (ロ) 税理士法問題
- (ハ) 付加価値税問題
- (ニ) 小規模企業対策問題
- (ホ) その他
- (2) 全青税の果す役割は何か
- (イ) 理論探求
- (ロ) 具体的実践活動

けを目的とした違憲訴訟についての組織討議はなされていないので積極派と慎重派とが意見を交換した形となった。

前者は、違憲訴訟を積極的に支援して、税理士会の中に税理士法改正に関する論議を捲き起すべきだとし、税理士法改正運動の一環としてとらえていくべきである旨の意見が出された。

後者は、特試廃止は当然であるが、税理士法改正問題は特試だけが問題ではなく、代理権や自主権など特試以外にも重要問題があるので、それだけを追いかけると法対運動を至少化してしまう恐れがあるのではないかとの意見が出された。

矢頭議長議論をとりまとめ、組織としては慎重にやらなければならぬ。

### (3) 日税連の法対活動の検討

(日税連に対する働きかけ)  
矢頭委員長長の司会により討議が行われた。

### 商 法 問 題

平山商対委員長「今のところ日税連は何もやっていない。同じ形で上程されないという楽観的な見方も流れている。公認会計士協会では責任問題も生じているが、事

らない。個人的に参加することで今日は打ち切りたいと提案し、一同諒承した。

(イ) 片岡会員より、村田前会長の三期に亘る会長としての労苦に報いるため、感謝状を出すべきではないかとの提案があり、議場に諮ったところ、記念品も添えて、シンポジウム等の全国的規模の集日の日に贈呈すべきである旨の発言もなされ、細目については、正副会長に一任するという形で万場一致で可決された。

会議終了に際し、矢頭議長より次の理事会の開催日について、議場に諮ったところ、十月五日前後に名古屋地区でやることを決めて一切の審議を終了した。

業計画の筆頭に掲げており、上程に備えて理論的な武装をやる。」との報告があり、これに対し出席委員より、来年の国会あたりが危いのではないか、理論武装は政府修正案を批判すること、特に会計監査人の範囲の拡大によって会員が感わされないように「監査」と「代理」の異質性を中心として研究を行なうべきであるとの意見が述べられた。

◇ 副会長責任分担表 ◇

副会長名	担当部名	担当委員会名
各務重則	研究部	小企業対策特別委員会
矢頭昇	組織部	税理士法改正対策特別委員会
村山利喜	業務改善部	付加価値税対策特別委員会
金子秀夫	広厚報生部	規約審議対策特別委員会
岩田克夫	総務部	商法改正対策特別委員会

制度対策特別

国民の立場に

税理士法問題

境税対策委員長より、日税連の、「税理士法改正に関する基本要綱」に盛り込まれているものを税理士法改正の最低目標ラインと考え、これ以下にならない様に「基本要綱の理論的補強を行なう」との報告があり、討議に入った。

これに対して出席委員から「税理士業務の独占権についての研究を深めるべきである」、「基本要綱の中味についてもさらに深めるべきである」、「議員提案と政府提案に関する研究を行なうべきである」との発言が次々となされた。

「税理士と納税者の法対運動の関係は、税理士自身が運動し、その中で納税者の支持を得るべきである」との意見も出された。

付加価値税問題

岩田委員長より、「付加価値税は、伝えられるところによると、昭和五十年頃の実施スケジュールを組んでいる模様で、現在はその地ならし作業をやっているところである。財政需要は膨張しており国債発行にも批判が集中しているので、必然的に付加価値税導入とむすびつく危険性がある。目下、

付加価値税の導入に反対している団体、地方議会等の反対資料を収集中である。」旨の報告がなされ、討議に入った。

これに対し、出席委員より、「付加価値税は、いろいろの反対理由があるが、根本的な問題は大眾課税だということであり、この問題は、税制の専門家であるべき税理士が、租税法について意見をのべるきっかけになるだろうし、曲り角に立つ税制に対して、専門家として、建設的な批判を加えていくべきである」との意見が出された。

運動の形態は、従来通り日税連を動かし、その中で、積極的に協力していくという意見が大勢を占めた。

「現在は、日税連の税制審議会で反対表明をしているが、日税連が機関決定し、税政連が積極的に反対運動ができるような状態を、一日も早く、つくるのが先決である」との意見があり、出席委員の同意を得た。

又、「付加価値税の反対運動は税理士法改正運動に不利であるとのデマが流されているが、国民の立場に立つ法対運動こそ、税理士会が積極的にやるべきであり、むしろ税理士法改正運動にプラスに

なるものである」との意見に同意した。  
最後に寺沢会長より、法対運動の緊密な連携プレーについて再度要請がなされ午後八時閉会した。

- 出席者  
委員長、矢頭昇  
委員、金子秀夫・岩田克夫・境一燦・市原稔・平山玲晃  
会長、寺沢隼人  
副会長、各務重則・村山利喜  
総務部長、荻野弘康

全国の先生方に喜ばれています。  
ご信頼をいただけて13年になります。

顧問先指導用『月刊会計ニュース』

を是非ご利用下さい。

会計ニュースは先生の会報です

- 先生の原稿や、お写真、顧問先の広告も自由に掲載できます。
- 先生の経営方針に合せて選択できますよう、内容もスタイルも異なる多種類の会報を用意してあります。
- 編集陣は、金井澄雄を長とする斯界一流編集陣です。

〈ご一報下さい。見本お送りいたします〉

日本経営通信社

本社 東京都新宿区新宿2丁目57  
佐原ビル4F  
電話 03(356)0769(代表)  
支社 大阪 06(941)7227(代表)  
別府 0977(23)0510

# 全国青年税理士連盟規約

## 第一条

本会は全国青年税理士連盟と称する。

## 第二条

本会の目的は、下記の通りとする。

- 一、税理士制度の発展強化
- 一、会員相互の研修及び親睦
- 一、会員相互の連絡、提携及び資料交換

## 第三条

本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもって組織する。

## 2 前項の団体は会員数二十名以上とする。

## 第四条

本会の事務所は会長がこれを定める。

## 第五条

本会に次の役員をおく。

- 一、会長 一名
- 一、副会長 五名以内
- 一、理事 百名以内

## 第六条

会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を行なう者とする。

定める。

## 第七条

本会に会計監事五名以内を置く。会計監事は会計を監査し代議員総会に報告する。

## 第八条

本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。

## 第九条

但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。

## 第十条

本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会とする。

## 第十一条

理事会は役員をもって構成する。定時代議員総会は毎年事業年度終了後二ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認めるとき又は代議員の三分の一以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。

## 第十二条

代議員総会は本会運営に関する事項を決議し、理事は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

## 第十三条

代議員総会は本会運営に関する事項を決議し、理事は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

## 第十四条

代議員総会は本会運営に関する事項を決議し、理事は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

## 第十五条

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

## 第十六条

前条の会費は、一名につき月額一五〇円とする。

## 第十七条

本会の規約の改正については理事会が発議し代議員総会の議を経て行なう。

## 第十八条

本会の収入は、一名につき月額一五〇円とする。

## 第十九条

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

## 第二十条

前条の会費は、一名につき月額一五〇円とする。

## 第二十一条

本会の規約の改正については理事会が発議し代議員総会の議を経て行なう。

## 第二十二条

本会の収入は、一名につき月額一五〇円とする。

## 第二十三条

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

## 第二十四条

前条の会費は、一名につき月額一五〇円とする。

## 第二十五条

本会の規約の改正については理事会が発議し代議員総会の議を経て行なう。

## 第二十六条

本会の収入は、一名につき月額一五〇円とする。

### 代議員選任規程

#### 第一条 (選任の対象)

本会の代議員は会員の中から選任する。

#### 第二条 (選任の方法及びその数)

1 各団体における会員の互選

により選任するものとし、その数は各団体の定数三名と更に会員数十五名につき一名とする。

但し個人加入会員については十名につき一名とする。

2 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし定時代議員総会終了の日から一ヶ月以内に選任するものとする。

#### 第三条 (任期)

代議員の任期は次期代議員選任の日までとする。

但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残任期間とする。

#### 第四条 (補充)

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

## 編集後記

▽新広報部発足後、初の発行を迎えました。

前任者のご苦勞に報いるためにも全員頑張つて邁進します。

▽本年も編集常任委員会を設置しました。委員名次の通り

押久保 晋

中尾 昭一

壑井 高雄

渡辺 克巳

斉藤 恵美子

荻野 弘康

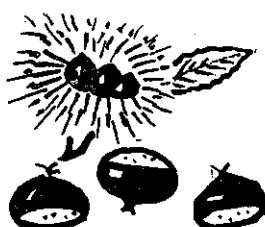
金子 秀夫

▽不偏不党、あくまでも全国的立場と全国青税連の目的より編集して行きます、御協力下さい。

▽本号は総会特集号のため、やや固すぎる内容となりましたが、次号よりは随筆等も掲載したいと思

います。

(広報部一同)



### 全国青年税理士連盟

東京部 豊島区南長崎 1-17番12号  
 電話 403-1756  
 代表理事 佐野久保 晋  
 副代表理事 金子秀夫  
 事務局長 渡辺克巳  
 事務次長 壑井高雄  
 庶務部長 荻野弘康  
 庶務次長 斉藤恵美子  
 庶務部長 金子秀夫